

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

固定資産については、法人税法に定める旧定率法によって減価償却している。  
ただしリース資産についてはリース期間定額法で減価償却している。

(2) リース取引の処理方法

所有権移転外リース取引については、リース会計基準により売買取引として処理している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税は税込み処理をしている。

(4) 引当金の計上方法

① 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期において発生していると認められる額を計上している。

退職給付債務は期末自己都合要支給額を計上している。

退職給付の一部に充当するために中退共加入している。年金資産の積立額を期末自己都合要支給額より控除している。

退職年金基金については当期中に脱退することを理事会で決定している。

2. 表示方法の変更

従来器具備品としていたリース物件をリース資産として独立掲記した。

3. 会計方針の変更

当年度より公益会計基準平成20年基準及び同注解に基づき環境基金について指定正味財産から一般正味財産への振替処理を行った。これに伴い前年度の環境基金正味財産増減計算書において当年度と比較のために振替処理をおこなったものとして表示をしている。

なおこの変更による指定正味財産額への影響はない。

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	0	0	0	0
特定資産				
環境基金引当預金	85,505,697	589,956	2,514,472	83,581,181
合 計	85,505,697	589,956	2,514,472	83,581,181

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
特定資産				
現金	0	0	0	0
環境基金引当預金	83,581,181	83,581,181	0	0
合 計	83,581,181	83,581,181	0	0

6. 担保に供している資産及び保証債務等の偶発債務

該当事項なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	2,745,205	2,039,107	706,098
什器備品	1,781,000	1,709,759	71,241
事務機器	815,800	799,481	16,319
リース機器	8,056,440	2,652,508	5,403,932
合 計	13,398,445	7,200,855	6,197,590

8. 満期保有目的の債券の内訳ならびに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項なし

9. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
助成金					
許可講習会等実施協力費	(公社)全国産業廃棄物連合会	0	10,611,710	10,611,710	0
産業廃棄物管理票普及啓発頒布事業費	同	0	13,221,275	13,221,275	0
事業執行助成金(機関紙発行、実務研修会)	同	0	600,000	600,000	0
電子マニフェストシステム恒常的業務遂行事業費	同	0	3,915,685	3,915,685	0
電子マニフェストシステム運用支援事業費	同	0	54,000	54,000	0
合 計		0	28,402,670	28,402,670	0

10. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は次のとおりである。

内容

経常収益への振替額

事業名	金額
許可講習会等実施協力費	10,611,710
産業廃棄物管理票普及啓発頒布事業費	13,221,275
事業助成金(機関紙発行、実務研修会)	600,000
電子マニフェストシステム恒常的業務遂行事業費	3,915,685
電子マニフェストシステム運用支援事業費	54,000
環境基金による環境フォーラムへの支援事業	2,428,049

11. 関連当事者との取引の内容

該当事項なし

12. 重要な後発事象

該当事項なし

13. その他

該当事項なし